

集落周辺で家が建てやすくなりました

加西市は、人口増政策の一環として、市街化調整区域の建築制限の緩和に取り組んでいます。7月25日付けで兵庫県から、「地縁者の住宅区域」の拡大などの特別指定区域の指定を受け、区域内で住宅を建てやすくなりました。今回で市街化調整区域全107地区の「地縁者の住宅区域」の指定が完了しました。詳しい区域を示す図面、建築物の用途等建築基準については、市ホームページをご覧ください。



■指定を受けた区域の種類と町名

種類		小学校区／町名
地縁者の住宅区域(※1)	拡大	北条・北条東／北条町小谷、北条町栗田、北条町東高室、北条町西高室、北条町東南、北条町西南、北条町黒駒、女鹿山自治区 富田／谷、西谷東、西谷西、畑、芝自治区、窪田、吸谷、西上野、市村、坂元、福居、谷口、吉野 賀茂／福住東、福住西、山下西、山下中、山下東、西横田、東横田、鎮岩、岸呂、東長、西長、東剣坂、西剣坂、中山、大柳 下里／王子、戸田井、両月、大村、段下、中西南、中西北、琵琶甲、新生、野条、牛居、東野田、東笠原、倉谷、千ノ沢 九会／田原、南網引、栄、桑原田、繁陽、繁昌、繁昌団地自治区、上宮木、下宮木村、下宮木、鶉野上、鶉野南 富合／都染、別府西、別府中、別府東、常吉、玉野、山枝、玉丘、青野原 日吉／甲和泉、乙和泉、野上、池上、山田、満久、島、西野々、馬渡谷 宇仁／鍛冶屋、油谷、田谷、国正、小印南、青野 泉／殿原、鴨谷、笹倉、中富、越水、北、上野
	新規	北条・北条東／北条町古坂 九会／鶉野中、中野
地縁者の小規模事業所区域(※2)	拡大	北条・北条東／北条町東高室 富田／市村、坂元
	新規	北条・北条東／北条町黒駒、北条町古坂 富田／西谷東、西谷西、畑 賀茂／山下西、山下東、鎮岩 下里／王子、段下、千ノ沢 九会／南網引、桑原田、繁昌、鶉野中、中野 富合／別府中、玉丘 日吉／馬渡谷 宇仁／小印南 泉／殿原、鴨谷、越水
工場、店舗等周辺区域(※3)		九会／鶉野南 泉／鴨谷

- ※1 集落周辺の市街化調整区域に10年以上居住していた人が住宅を建築できる区域
- ※2 集落周辺に10年以上居住している人が営む小規模な事業所が建築できる区域
- ※3 既存工場、店舗等が点在する地域に同様の用途の産業施設を集積することにより土地利用を図る区域

【問合せ先】 都市計画課(建築係) ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp

第三者に住民票を交付した場合に、交付内容を本人に通知します

本人通知制度は、「住民票の写し」や「戸籍謄抄本などの証明書」を代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に郵送で通知するものです。

通知を希望される方は、事前に登録が必要です。登録の有効期間は3年です。



■登録できる方

- ①加西市の住民基本台帳に記載されている方
 - ②加西市の戸籍に記載されている方
- ※転出や転籍等で除かれた人を含みます。

■通知内容

交付年月日、交付証明書の種別、交付通数、交付請求者の種別(代理人か第三者(個人・法人・弁護士など))

■登録方法

本人が申請する場合／本人確認書類(※)を持参のうえ、市民課窓口で申請

代理人が申請する場合／委任状と代理人の本人確認書類(※)を持参のうえ、市民課窓口で申請

郵送で申請する場合／登録申請書(市ホームページ)に本人確認書類(※)の写しを添付して、市民課まで郵送
※本人確認書類とは、運転免許証、住基カード、パスポート、保険証など。

【問合せ先】 市民課(市民年金係) ☎④8720 FAX③8045 shimin@city.kasai.lg.jp

住み慣れた地域で暮らす 介護保険「地域密着型サービス」

「地域密着型サービス」とは、介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう支援する介護保険サービスです。原則、加西市に6カ月以上住民登録のある方が利用できます。利用には、介護認定の申請が必要です。加西市では、次のサービスを受けることができます。

■小規模多機能型居宅介護

自宅で生活を送る利用者が、通所での食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを受けることができます。利用者の心身の状況や希望により、スタッフの自宅訪問や家族が不在の時には施設に宿泊などのサービスも受けられます。市内に5事業所があります。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）で、食事・入浴・排せつなどの介護や日常生活の世話、健康管理が受けられます。市内に1事業所があります。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が、5～9人の共同生活を送る住居で、入浴・排せつなどの介護や日常生活の世話を受けられます。市内に4事業所があります。

24時間対応の訪問介護・看護サービスを開始

中重度の介護が必要な高齢者（要介護1～5）が、自宅で安心して生活を送ることができるよう、9月から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスを開始します。退院直後の方や急な体調不良が心配な方などが、安心して自宅で生活を続けられるよう、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を併せて受けることができるサービスです。利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

■サービス内容

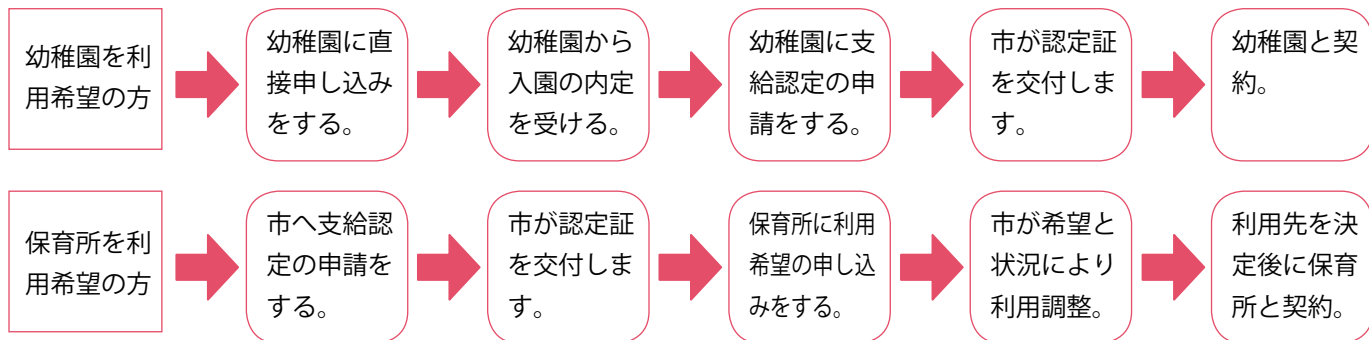
定期的な巡回訪問／必要に応じて1日数回訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護をします。
「随時」の対応／利用者からのコール（通報）により、24時間体制で必要な対応をします。
訪問看護／利用者のニーズに合わせて、介護・看護サービスを一体的に提供します。
 ※市内に1事業所があります。

【問合せ先】 長寿介護課(介護保険係) ☎428788 FAX428955 kaigo@city.kasai.lg.jp

平成27年4月から幼稚園・保育所などの利用手続きが変わります

「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年4月から幼稚園や保育所などを利用する際の手続きが変更になります。幼稚園や保育所などの利用には、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。右の支給認定の種類に応じて、幼稚園や保育所を決定します。利用手続きなど新制度の詳細は、広報かさいや市ホームページで、随時お知らせしていきます。

■支給認定の申請手続き



種類	対象
1号認定	保育を必要としない3歳以上の子（教育）
2号認定	両親の共働きなどにより、保育が必要な3歳以上の子（教育+保育）
3号認定	両親の共働きなどにより、保育が必要な3歳未満の子（保育）

※2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」（11時間）または「保育短時間」（8時間）に区分されます。

※手続きの中での幼稚園とは、公立幼稚園、幼児園（短時間保育部）、認定こども園（短時間保育部）で、保育所とは、公立・私立保育所、幼児園（長時間保育部）、認定こども園（長時間保育部）になります。

【問合せ先】 こども未来課☎428726 FAX428731 kodomo@city.kasai.lg.jp